群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

改正案（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （合理的配慮）第１０条　（略）２　事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。（あっせんの申立て）第１２条　障害者並びにその家族及びその後見人その他障害者を現に保護する者は、事業者から障害を理由として不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮がされなかったと認める事案（以下「対象事案」という。）があった場合で、前条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要なあっせんを求める旨の申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。　（略）（事実の調査）第１３条　（略）２　対象事案の当事者（あっせんの申立てを行った者及び当該あっせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしなかったとされた事業者（以下「対象事業者」という。）をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。　（略）　　　附　則（施行期日）１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。（経過措置）２　この条例による改正後の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条第１項及び第１３条第２項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた新条例第１２条第１項の対象事案について適用し、施行日前に生じたこの条例による改正前の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第１２条第１項の対象事案については、なお従前の例による。 | （合理的配慮）第１０条　（略）２　事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をするよう努めなければならない。（あっせんの申立て）第１２条　障害者並びにその家族及びその後見人その他障害者を現に保護する者は、事業者から障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたと認める事案（以下「対象事案」という。）があった場合で、前条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要なあっせんを求める旨の申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。　（略）（事実の調査）第１３条　（略）２　対象事案の当事者（あっせんの申立てを行った者及び当該あっせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされた事業者（以下「対象事業者」という。）をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。　（略） |